

裁判員等の日当の支給基準について

平成21年3月30日最高裁刑一第000428号地方  
裁判所長あて刑事局長、経理局長通達

改正 令和元年7月9日刑二第394号

改正 令和5年6月1日刑二第343号

改正 令和6年6月12日刑二第459号

裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員又は裁判員候補者に支給すべき日当の額の決定の便宜を考慮し、別紙のとおり支給基準を定めましたから、参考にしてください。

については、各庁においてこの支給基準を参考にし、具体的な支給基準を裁判官の間において申し合わせるなどして、個々の事件における適正な日当額の決定に資するとともに、予算の執行の適正を確保するよう配慮してください。

付 記

この通達は、平成21年5月21日から実施する。

付 記（令元．7．9刑二第394号）

- 1 この通達は、令和元年8月1日から実施する。
- 2 この通達実施前に支給原因となる事実が生じた日当については、なお従前の例による。

付 記（令5．6．1刑二第343号）

- 1 この通達は、令和5年7月1日から実施する。
- 2 この通達実施前に支給原因となる事実が生じた日当については、なお従前の例による。

付 記（令6．6．12刑二第459号）

- 1 この通達は、令和6年7月1日から実施する。
- 2 この通達実施前に支給原因となる事実が生じた日当については、なお従前の例による。

(別紙)

1 裁判員及び補充裁判員の日当

区 分		基 準 額
執 務 時 間 等	2時間以内	4,480円以上4,830円以内
	2時間を超え4時間以内	4,830円を超え5,890円以内
	4時間を超え7時間以内	5,890円を超え8,850円以内
	7時間を超えるもの	8,850円を超え10,200円以内
専ら旅行に要した日及びその 他の日		4,020円

(注)

- 1 執務時間等には、執務等が午前から午後までにわたって行われた場合におけるいわゆる昼休み時間を含むものとする。
- 2 基準額には、裁判員又は補充裁判員に選任された日における選任予定裁判員又は裁判員候補者としての日当の額を含むものとする。

2 選任予定裁判員及び裁判員候補者の日当

区 分		基 準 額
手	2時間以内	4,480円以上4,830円以内
続	2時間を超え4時間以内	4,830円を超え5,890円以内
時		
間	4時間を超えるもの	5,890円を超え8,200円以内
専ら旅行に要した日		4,020円

(注) 手続時間には、手続が午前から午後までにわたって行われた場合におけるいわゆる昼休み時間を含むものとする。